

大和市市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第64号

大和市市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規則

大和市市民参加推進条例施行規則（平成19年大和市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項を削る。

第21条に次の1項を加える。

3 市長は、条例第20条第2項の規定による情報の提供を行おうとした際、登録者が登録した電子メールアドレスに不備があり不達となった場合であって、当該不達となった日から3月以内に当該電子メールアドレスを変更するための第1項の規定による届出がないときは、当該登録を解除することができる。この場合においては、市民登録制度登録解除通知書により当該者に通知するものとする。

第22条中「次に掲げる方法のうちから、登録者が希望するいづれかの方法」を「電子メール」に改め、同条各号を削る。

第27条の見出しを「（委任）」に改める。

別表に次のように加える。

第9号様式	市民登録制度登録解除通知書	第21条
-------	---------------	------

附 則

（施行期日）

1 この規則中、第13条第3項を削る改正規定、第21条に1項を加える改正規定、別表に1項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第22条の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 市長は、令和8年3月31日までの間、第20条第2項に規定する登録者のうち、この規則による改正前の第22条第1号又は第2号に掲げる方法を希望しているものに対し、同条第3号に掲げる方法への変更を促すものとする。

3 市長は、前項の規定により変更を促したにもかかわらず、当該登録者が前項に規定する日までに第21条第1項の規定による届出をしないときは、当該登録を解除することができる。この場

合においては、この規則による改正後の第21条第3項後段の規定を準用する。